

第 22 期 第 23 回

定例農業委員会総会

議 事 録

平成 28 年 4 月 27 日

伊予市農業委員会

第 22 期

第 23 回定例農業委員会総会議事録

平成 28 年 4 月 27 日（水）午後 3 時 30 分から、ウエルピア伊予 2 階「銀河の間」において第 23 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者 農業委員 34 名
事務局 局長
次長
主査
臨時

欠席者 農業委員 2 名

議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 議案第 79 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について 3 件
議案第 80 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について 1 件
議案第 81 号 伊予地域の農業の振興に関する計画の変更及び
伊予農業振興地域整備計画の変更について 1 件
議案第 82 号 伊予農業振興地域整備計画の変更について 1 件
- 第 3 報告第 47 号 農業委員会事務局職員の任免について 4 件
報告第 48 号 農地法第 4 条の規定に基づく届出について 1 件
報告第 49 号 農地法第 5 条の規定に基づく届出について 1 件
報告第 50 号 農地法第 18 条の規定に基づく解約通知について 3 件
- 第 4 その他

事務局

それでは皆様御起立をお願い致します。只今より平成28年度第23回4月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

<一同、礼>

御着席下さい。

本日、31番〇〇委員、37番〇〇委員より欠席の連絡をいただいておりますので御報告致します。

それでは、開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思えます。

議席番号15番〇〇〇委員、16番〇〇委員の両名をお願い致します。

第 2

■議案第79号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案書の1ページをお開きいただきたいと思えます。

議案第79号農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求めます。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回3件の申請がありました。

1 番

譲渡人	稲荷	〇〇 〇
譲受人	松山市	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
申請地	市場字ソリ	田
譲受人の耕作面積	29,102.00 m ²	
申請理由	(譲渡人)	相手方の要望
	(譲受人)	野菜研修圃場地利用(新規就農者の研修園地とする)
権利の種類等	賃貸借権の設定	

不許可の例外 農地法第3条第2項ただし書き、同法施行令第2条第2項の規定

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いします。

地元委員

譲渡人〇〇さんのご主人が入院して長いそうです。戻ってきても仕事にならないそうですが、それで誰かいないかと捜していたら、譲受人〇〇が、お互いに貸してもいいという話になったそうです。今まで事務局が説明したとおりでございます。よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。番号1についてご意見ご質疑はございませんか。
番号1についてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。
番号2につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

2番

譲渡人	松山市	〇〇	〇〇
譲受人	下三谷	〇〇	〇〇
申請地	下三谷字西原	田	外2筆
譲受人の耕作面積	31,057 m ²		
申請理由	(譲渡人) 労力不足		
	(譲受人) 増反による経営規模の拡大		
権利の種類等	売買による所有権移転		

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

失礼いたします。今事務局がおっしゃったとおりでございますが、譲渡人〇〇さんの

方が松山に出ておりまして、農業を一切しておりません。今まででも西原の方につきましては譲受人〇〇さんが作っておりまして。そしてその下2枚につきましては丁度、譲受人〇〇さんの畑の隣となるということで、双方の意に叶ったという形で売買となったようです。以上です。

議長

番号2につきましてご意見、ご質疑はございませんが。
番号2につきまして、ご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。
番号3につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

3番

譲渡人	双海町上灘	〇〇	〇〇
譲受人	双海町上灘	〇〇	〇〇
申請地	上灘字高見	畑	
譲受人の耕作面積	13,802.41 m ²		
申請理由	(譲渡人)	労力不足	
	(譲受人)	増反による経営規模の拡大	
権利の種類等	売買による所有権移転		

議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

譲渡人の〇〇さんは観光いちご園を手広くやっております、また、譲受人の〇〇さんはブルーベリーを沢山やっております。譲渡人〇〇さんも労力不足であり忙しいので、この畑が丁度、譲受人〇〇さんの宅地の隣にありますので、菜園場としてということで売買が成立したそうでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

番号3につきましてご意見、ご質疑はございませんでしょうか。

番号3につきまして、ご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

続いて2ページをお開きください。

■議案第80号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第80号農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の申請がありました。

1番

譲渡人	大平	〇〇 〇〇
譲受人	伊予郡松前町	(有)〇〇〇〇工業
申請地	大平字片山	田
転用目的	作業場	
権利の種類等	売買による所有権移転	

それではここで、この件に関する事項について、ご説明いたします。

申請地説明図の(1)～(6)をご覧ください。

譲受人は、昭和63年5月に会社設立以来、伊予郡松前町大字徳丸を拠点とし、主に鉄筋の加工及び建築工事業を営んできました。

近年、受注増加に伴い鉄筋加工量が増大し、既存施設での対応が追いつかなくなり、作業時間増加、外部発注等により急場をしのいでいる中で、費用や工期の効率が悪く事業に支障をきたしている状態を受け事業用地拡張に至ったものであります。

これにより、国道56号線から近く伊予市内からの大きな受注に対応すべく土地を検討選定した結果、当該農地について売買の話がまとまり、農地転用を行うものです。

申請地は、大平字片山で国道56号線の東側にJR予讃線の高架線路が交差した所に位置する白地農地であり、10ha未満の広がり無し第2種農地と判断されます。

また、申請地の転用規模は、市道(片山上線)に面しており、道路交通の安全確保の観点から部材運搬用車両等を申請地内で、転回駐車させる必要性が求められることを踏ま

え必要面積を検討したものであり、作業場の規模の妥当性は適当であると認められます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれが無いと認められます。

議長

議案第 80 号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

行政書士の方が来られ見てくださいということで、私も一緒に現場へ行ってみて、ここは良い所だと思えました。それで近所の方もその区の方も皆、了承を得ているそうですので、よろしくをお願いいたします。

議長

議案第 80 号につきましてご意見、ご質疑はございませんでしょうか。

議案第 80 号につきまして、ご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案第 80 号につきまして原案のとおり承認いたします。

続いて 3 ページをお開きください

■議案第 81 号 伊予地域の農業の振興に関する計画の変更及び伊予農業振興地域整備計画の変更について

議長

議案第 81 号伊予地域の農業の振興に関する計画の変更及び伊予農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 4 条の 4 第 1 項第 27 号イ及び第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回 1 件の申請がありました。

申出人	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
土地所有者	下三谷	〇〇	〇〇〇
申出地	下三谷字南谷	田	
転用目的	分家住宅		

この件に関しては、申請地説明図の（7）～（10）が関係資料となっています。

申出地は、昨年5月1日に策定され本年1月に変更されました「伊予地域の農業の振興に関する計画」（通称27号計画）において、地域農業の振興に資するために必要な施設として、分家住宅を建築することについて、当該計画を変更し施設調書に定めようとするものです。

「通称27号計画」とは、国営かんがい排水事業（道前道後平野地区）が平成26年3月31日に完了したことを受け、受益地に該当する農地において農振除外・農地転用を実施する場合は、地域の農業の振興に資する施設しか認められないという趣旨の法律的扱いの中で、計画策定（変更）したものです。

申出地は、下三谷集落の市道（稲荷上三谷線）の沿線に位置する青地農地であり、10ha未満の広がり無し第2種農地と判断されます。

〇〇氏は、通勤の傍ら大叔母の配偶者である〇〇氏が経営する農業を手伝い補助的に農業経営に従事することにより農業振興を図るという計画の目的を達成するために、祖母〇〇氏所有の農地に分家住宅を建築します。

以上、申出内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を生ずるおそれがないので、農振農用地からの除外及び27号計画変更については適当であると考えられます。

議長

議案第81号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

失礼いたします。この計画を私の方へ持ってきた話で、今事務局のおっしゃったとおりでございます。ちょっと道路がないのではと思って現場を見に行きましたが、信号がある交差点からは入りにくいようですが、ぐるっとまわって西の方から、少し郡中寄りの所から下へ向いて入っていくという道が大きい道でできておりました。ということでよろしくをお願いいたします。

議長

議案第81号につきましてご意見、ご質疑はございませんでしょうか。

これについて事務局にお尋ねしたいのですが、分家住宅の場合農業に従事することが一つの条件になると思うのですが、農業に従事する親族は認められるのか教えていただけたらと思います。

事務局

この場合における農業に従事する範囲ということなのですが、開発基準における分家住宅の扱いというのは、いわゆる農業耕作をしなければならないという明確に定められている基準はなく、農業後継者住宅ですと農家住宅になるわけですが、27号計画の施設の概要に照らし合わせますと、分家住宅であっても農家住宅の条件に準ずる10a以上の農業耕作をする者の補助を行うという形で、今回についてはどなたであってもかまいません。

ただ、全く知らない方に対して「農業耕作の補助をします。」というのでは計画性も信憑性も非常に要素の薄いものとなってきます。

今回は、本郡に親族の〇〇さんという方がおられまして、高齢でこれから農業耕作が少しずつしんどくなっていくという話が親族間で浮き上がってきたということで、この先のことも検討していただきながら、親族間で農業耕作を助け合っていくということでございます。

議長

別に何親等までの親族とかでなくても10a以上の農業耕作をする者の補助をすればいいという解釈でよろしいですね。

他に何かございませんか。

議案第81号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案第81号につきまして原案のとおり承認いたします。

続いて4ページをお開きください

■議案第82号 伊予農業振興地域整備計画の変更について

議長

議案第82号伊予農業振興地域整備計画の変更について、農振農用地への編入の申出があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の申請がありました。

申出人 大平 ○○ ○○

土地所有者 大平 ○○ ○○

申出地	尾崎字岡通	田
変更内容	農振農用地区域内農地への編入	
許可	平成 9 年 2 月 28 日 愛媛県指令(農構)(地 5)第 4 号	
許可取消	平成 27 年 11 月 10 日 中局産振(取消)第 3 号	

この件に関しては、申請地説明図の(11)～(13)が関係資料となっています。
申出人は、平成9年当初分家住宅を建築する予定でありましたが、転用許可後に家族の健康上の理由等により建築を先延ばししておりました。

その後、家族で相談した結果、両親の近くに居住することになり、やむを得ず許可を取得した当該農地に住宅を建築することが出来なくなったものであり、今後も農地を転用する予定が無いため平成27年10月第17回委員会総会に於いて議案第65号で議案承認後、平成27年11月県知事許可の取消承認を受けたものであります。

当該農地は、平成9年当初転用許可申請に際し、農振農用地からの除外が伴ったものであり、今回は、農振計画の変更(編入)により、現況どおり樹園地として柑橘等の耕作を続けるものであります。

また、申出人は、自己所有の当該農地で柑橘等を生産しており、周辺農用地の農業生産上の目的を阻害するような影響を及ぼす恐れは無く、農用地区域内農地への編入は適当であると考えられます。

議長

議案第82号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

事務局の説明のとおりでございますのでよろしくをお願いいたします。

議長

議案第82号につきましてご意見、ご質疑はございませんでしょうか。

議案第82号につきまして、ご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案第82号につきまして原案のとおり承認いたします。

続いて5ページをお開きください。

第 3

■報告第 4 7 号 農業委員会等に関する法律第 2 0 条第 3 項の規定に基づく農業委員会事務局職員の任免について

議長

報告第 4 7 号農業委員会等に関する法律第 20 条第 3 項の規定に基づく農業委員会事務局職員の任免について、次のとおり報告する。

事務局

今回、平成 28 年 3 月 18 日付け職員異動の内示がありました。伊予市農業委員会会長専決規程（農業委員会訓令第 1 号）第 2 条第 1 項第 4 号の規定による会長専決により、平成 28 年 4 月 1 日に農業委員会が任免したものです。

議長

事前に皆様に諮り、ご承認をいただくべきものですが、4 月 1 日付の辞令交付ということでございますので一応、会長専決事項ということで専決しまして、4 名の方に対して辞令交付をいたしておりますので併せて報告したらと思います。

何かご意見はございますか。

委員

4 番の〇〇さんはこの方も農業委員会事務局次長となっておりますが、次長二人ということですか。

事務局

失礼いたしました。これは、誤記でございます。係長の誤りでございますので訂正をお願いいたします。

議長

申し訳ございません。誤記ということですので、係長に訂正をいただけたらと思います。

他にございませんか。

（質疑なし）

議長

本日受付しておりました、新しく農林水産課、農業委員会併せてお手伝いしていただくことになっております、〇〇さんに自己紹介していただきます。

～挨拶・自己紹介～

■報告第48号 農地法第4条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第48号農地法第4条第1項の規定に基づく届出、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の届出がありました。

1番

届出人	上三谷	〇〇	〇〇
届出地	上三谷字道中寺	田	
転用目的	農業用倉庫		

議長

報告第48号についてご意見、ご質疑ございませんか。

(質疑なし)

■報告第49号 農地法第5条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第49号農地法第5条第1項の規定に基づく届出を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局

今回1件の届出がありました

1番

譲渡人	湊町	〇〇	〇〇
譲受人	下吾川	株〇〇〇〇〇〇〇〇〇建設	
届出地	下吾川字馬塚	畑	
転用目的	露天駐車場		
権利の種類等	所有権	移転	

議長

報告 49 号につきましてご意見、ご質疑ございませんか。

(質疑なし)

■報告第 50 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第 50 号農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく解約通知書を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局

今回 3 件の届出がありました。

1 番

貸出人	大平	〇〇	〇〇
借受人	大平	〇〇	〇〇
届出地	大平字瀧山	田	外 3 筆
解約事由	双方合意		
権利の種類等	賃貸借権設定(農地法第 3 条)		

2 番

貸出人	新居浜市	〇〇	〇〇
借受人	下三谷	〇〇	〇〇
届出地	下三谷字南口田	田	外 1 1 筆
解約事由	双方合意		
権利の種類等	賃貸借権設定(基盤法)		

3 番

貸出人	下三谷	〇〇	〇〇
借受人	下三谷	〇〇	〇〇
届出地	下三谷字平田	田	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	賃貸借権設定(基盤法)		

議長

報告第 50 号についてご意見、ご質疑はございませんか。

委員

番号 2 の貸出人が新居浜市に住まわれている方で賃借権を解約したらこの農地はどうなるのですか。新居浜から通って作るということにはならないと思いますが。

今までは、貸しておいたから、田んぼでおったのですが、解約すれば、農地、田んぼが耕作遊休地になるのか、荒地になってしまうのかどのようになるのですか

委員

この借受人〇〇さん、病気で倒れられて作るのが難しくなったということで、また新しく作る人を見つけているらしい。この前事務局のへ届けているので受理になると思います。

議長

今、ございましたように、病気で作れないということで解約する。後については、既に利用権設定で事務局へ届け出をしているということでございますので耕作放棄地になるということはないということで、ご了解いただけたらと思います。

委員

3番も同じです。作る人が違うのですが、作る話は出来ています。

事務局

補足なのですが、借受人〇〇さんの健康上の理由で今回2件、3件目の解約ということになってきておりますが、この点、事務局においても3条・基盤法、それぞれの解約の通知を受ける段におきましてその書面の中で今〇〇委員さんがおっしゃられた内容、今後の農業耕作、農地の管理そういった部分についての継続的な利用用途の確認ということ、また委員さんのご協力のもと進めていきたいと思っておりますが、既に前回の委員会総会でお答えさせていただいておりますように、6月報告の利用権設定、これも委員さんご協力いただいて、順調に書類が出てきております。もし今日お手元にお持ちいただいておりますら、事務局にお渡しいただけましたら、持ち帰りますので。また明日が最終締め切りになっておりますので万が一、日程の都合等で遅れるということがありましたら、ご一報いただけたらと思いますのでよろしく願いいたします。

議長

他にございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

続きましてその他事項に進みたいと思います。

第 4

■その他

事務局

- ・平成 28 年度伊予市農業委員会活動計画について（概要説明）
平成 28 年度農業委員会総会開催予定日について
- ・次回の開催日程について
- ・農業委員会法の改正の対応についての進捗の状況とお願いについて
- ・農地利用状況調査について

議長

以上で第 23 回農業委員会総会を閉会致します。お疲れさまでした。

事務局

以上をもちまして、伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同御起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後 16 時 55 分 閉会)